

○国土交通省告示第三百八十二号

租税特別措置法施行令（昭和三十二年政令第四十三号）第二十四条の二第三項第一号、第二十六条第二項第二号、第四十条の五第二項第二号及び第四十二条第一項第二号の規定に基づき、平成十七年国土交通省告示第三百九十三号の一部を次のように改正する。

平成二十一年三月三十一日

国土交通大臣 金子 一義

「第二十四条の五第一項第一号」を「第二十四条の二第三項第一号」に改める。

附 則

この告示は、平成二十一年四月一日から施行する。